

居宅介護支援事業所 しがそせい苑

重要事項説明書

様

1.	相 談 窓 口 お よ び 営 業 時 間 等	2
2.	概 要	2
3.	居 宅 介 護 支 援 の 提 供 方 法 及 び 内 容	2
4.	利 用 料 金	2
5.	契 約 の 終 了	5
6.	損 害 賠 償	5
7.	個 人 情 報 使 用 の 承 諾	5
8.	サ ー ビ ス 内 容 に 関 す る 苦 情	5
9.	サ ー ビ ス 利 用 に 当 た っ て の 禁 止 行 為	5
10.	公 正 中 立 な ケ ア マ ネ ジ メ ン ト の 確 保	6
11.	当 事 業 所 の ケ ア プ ラ ン の 訪 問 介 護 等 の 利 用 状 況	7
12.	(別紙) 前 6 カ 月 間 の 訪 問 介 護 等 の 利 用 割 合	7
13.	付 属 別 紙 1	9
14.	付 属 別 紙 2	10

- 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業時間等
 電話 077-585-7878 FAX 077-585-7870
 営業時間 月～金曜日（祝日含む） 午前8時30分～午後5時30分
 （日曜日、12月31日～1月3日休業）
 但し緊急時やむを得ない場合はこの限りではありません
 ※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 概 要

①当法人の概要

法 人 名	社会福祉法人 永山会
所 在 地	京都市伏見区下鳥羽但馬町150番地
T E L ・ F A X	T E L 075-605-1026 / F A X 075-605-1029
理 事 長 名	津 田 知 宏

②当事業所の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名	居宅介護支援事業所 しがそせい苑
介 護 保 険 指 定	2570700282
所 在 地	滋賀県守山市水保町2650-1
T E L ・ F A X	T E L 077-585-7878 / F A X 077-585-7870
管 理 者	北川 優子
サービスを提供する 地 域	守山市、野洲市 とする

③事業所の職員体制

令和7年5月現在

職 種	職 務 内 容	人員数
管 理 者	事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。	1名（兼務）
介護支援専門員	介護保険法に基づく居宅介護支援業務を行う。	1名以上 （内1名は管理者）

3 居宅介護支援の提供方法及び内容

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

4 利用料金

当事業所の居宅介護支援利用費（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、下記表の通りです。要介護認定を受けられた方は介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 但し、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金を頂き、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者窓口に提出しますと、全額

払戻しを受けられます。

① 基本利用料（※地位区分単価は、1 単位につき 10.42 円）

介護支援専門員取扱い件数 4 5 未満の場合

	単位数	金額
要介護 1, 2	1, 0 8 6 単位	1 1, 3 1 6 円
要介護 3、4、5	1, 4 1 1 単位	1 4, 7 0 2 円

介護支援専門員取扱い件数 4 5 ～ 6 0 未満

	単位数	金額
要介護 1, 2	5 4 4 単位	5, 6 6 8 円
要介護 3、4、5	7 0 4 単位	7, 3 3 5 円

＊居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合にモニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が認められるケースについて居宅介護支援費を算定可能とする

② 加算料金（※地位区分単価は、1 単位につき 10.42 円）

	単位数	金額	
初回加算	3 0 0 単位	3, 1 2 6 円	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施する為、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の 2 区分以上の変更を受けた場合）
入院時情報連携 加算Ⅰ	2 5 0 単位	2, 6 0 5 円	病院又は診療所に入院する利用者について、入院した日のうちに病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合
入院時情報連携 加算Ⅱ	2 0 0 単位	2, 0 8 4 円	病院又は診療所に入院する利用者について、入院した日の翌日又は翌々日に病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合
カンファレンス参加 無 退院・退所加算 連携 1 回 連携 2 回	4 5 0 単位 6 0 0 単位	4, 6 8 9 円 6, 2 5 2 円	退院又は退所に当たって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

カンファレンス参加 有 退院・退所加算 連携 1 回 連携 2 回 連携 3 回	600 単位 750 単位 900 単位	6,252 円 7,815 円 9,378 円	退院又は退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するものとする。 連携 3 回を算定できるのは、そのうち 1 回以上について入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
緊急時等居宅 カンファレンス加算	200 単位	2,084 円	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス計画等の利用調整を行った場合、1 月に 2 回を限度として算定
通院時情報連携加算	50 単位	521 円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合 1 月に 1 回を限度として算定

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費	片道 5Km 未満 500 円 5Km 以上 10Km 未満 1,000 円 有料道路実費	サービス提供実施地域以外に訪問する場合には必要になります	お支払いについては費用負担発生時にご精算して頂きます
申 請 代 行 料	無 料	要介護認定申請代行にかかる費用については無料です	
サービス提供実施 記録コピー等代金	コピー料金 1 枚 = 10 円	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要になります	

5 契約の終了

お客様は契約を解約する事ができ、いっさい解約料金はかかりません。
次の場合には自動的に契約は終了いたします。

- ①介護保険施設に入所した場合。
(介護保険施設に入所するに当たっては必要な支援を行います)
- ③ 要介護状態でなくなった場合 (要支援になった場合)
- ④ お亡くなりになった場合

6 損害賠償

当事業所の責任において賠償すべき事が起こった場合、賠償をいたします。

7 個人情報使用の承諾

居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービスを円滑に実施するために個人情報の使用を了承するものとします。

8 サービス内容に関する苦情

① 当事業所の相談・苦情窓口

担当介護支援専門員または管理者 電話 077-585-7878

② その他の窓口

当事業所以外に各市役所・滋賀県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口
に苦情を伝えることができます。

- ◆ しがそせい苑 第三者委員会 電話番号077-585-7878
- ◆ 守山市役所介護保険課 電話番号077-582-1127
- ◆ 野洲市役所高齢福祉課 電話番号077-587-6074
- ◆ 滋賀県医療福祉推進課 電話番号077-528-3523
- ◆ 滋賀県国民健康保険団体連合会 電話番号077-510-6605

9 サービス利用に当たっての禁止行為

他の利用者や職員に対する以下の(著しい迷惑な)行為は固くお断りするとともに、サービスの中断や契約を解除する場合があります。施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

- ① 身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
(例)物を投げつける、叩く、蹴る、唾を吐く、服を引きちぎる等
- ② 精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
(例)怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する、差別(的な言動)をする、嫌がらせをする等
- ③ セクシュアルハラスメント(意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

- (例) 必要もなく手や胸をさわる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す等
- ④ その他の禁止行為
長時間の電話、頻回な電話、理不尽な要求、過度な要求、特定な職員への攻撃
(例) 深夜にわたる電話、1 時間に数回の電話、転倒させないでほしい等
- ⑤ ご遠慮いただきたい行為
個人的な贈り物、個人的な勧誘等
(例) 個人的な差し入れ、プレゼントを渡す、イベント等に招待する等

1 0 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができ、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

- 1 1 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

別紙

- ① 前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	35.2%
通所介護	59.2%
地域密着型通所介護	33.3%
福祉用具貸与	43.9%

- ② 前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	メディケア 訪問介護	35.2%	ゆうらいふ	17.4%	あいむ 訪問介護	15.3%
通所介護	デイサービス しがそせい苑	59.2%	レッツクラブ	11.3%	石田デイサービス	11.3%
地域密着型通所介護	リハビリスペース はなみずき	33.3%	デイサービス ふくろうさん	26.5%	デイサービス浜風	14.8%
福祉用具貸与	ヤサカ 野洲営業所	43.9%	びわこメディカル	34.4%	あいむ 福祉用具	8.1%

- ③ 判定期間（令和7年度）

☐前期（3月1日から8月末日）

☒後期（9月1日から2月末日）

本書面に基づいて重要事項の説明を行い、本書面を交付しました。

令和 年 月 日

事業者所在地：滋賀県守山市水保町2650-1

事業 者 名： 社会福祉法人 永 山 会

居宅介護支援事業所 しがそせい苑

説明者名： 印

私は、事業者より重要事項の説明を受け、同意し、本書面の交付を受けました。

本 人 住 所

氏 名 _____ 印 _____

(署名代行者) 住 所

氏 名 _____ 印 _____

(続 柄)

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合、認定前に提供された居宅介護サービス利用料は、全額利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者にご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ

